

「奈良県地域防災計画修正中間案」に対する意見の概要及び県の考え方

・意見募集期間：令和7年12月11日(木)～令和8年1月9日(金)

・意見提出者数:3名 意見提出件数:12件

別 紙

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	地震編 第2章 災害予防計画 第20節 地震火災予防計画	昭和56年5月31日以前の旧耐震基準住宅は倒壊リスクや通電火災リスクが高いため、市町村が感震ブレーカーの配布や設置補助を行う際に、県は財政的および技術的支援スキームを明記すべきである。	いただいたご意見につきましては、今後の感震ブレーカー普及推進に関する検討などの際に参考とさせていただきます。
2	地震編 第2章 災害予防計画 第20節 地震火災予防計画	従来の「火の元を閉めれば安心」という防災意識を改め、停電復旧時の通電火災の危険性を県民に広く周知する必要がある。特に、消防機関と連携し、視覚的に分かりやすい図解やデモンストレーションを活用した啓発活動を計画に位置付けるべきである。	いただいたご意見につきましては、今後の感震ブレーカー普及推進に関する検討などの際に参考とさせていただきます。
3	地震編 第2章 災害予防計画 第20節 地震火災予防計画	感震ブレーカー設置による夜間の暗転に対応するため、停電を検知して自動点灯する避難用ライト(足元灯)の併用を推奨項目として追加すべきである。これにより、出火防止と安全な避難を両立させた防災対策を県全体で推進することを求める。	いただいたご意見につきましては、今後の感震ブレーカー普及推進に関する検討などの際に参考とさせていただきます。
4	水害・土砂災害等編・地震編 第2章 災害予防計画 第6節 防災教育計画	「災害発生時における被害の軽減を図るため、防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、県民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身に付けるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようとする。」という点について賛同する。	いただいたご意見を踏まえ、本施策を適切に推進してまいります。
5	水害・土砂災害等編・地震編 第2章 災害予防計画 第6節 防災教育計画 第1 学校における防災教育 1 趣旨	「学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習(探究)の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。」という点について賛同する。	いただいたご意見を踏まえ、本施策を適切に推進してまいります。
6	水害・土砂災害等編・地震編 第2章 災害予防計画 第6節 防災教育計画 第1 学校における防災教育 3 防災教育に関する指導計画の作成	「防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、ICTを活用するなど指導方法の多様化にも努める。」という点について賛同する。	いただいたご意見を踏まえ、本施策を適切に推進してまいります。
7	水害・土砂災害等編・地震編 第2章 災害予防計画 第8節 自主防災組織の育成等に関する計画 第3 育成強化対策 1 県の育成強化対策	「県は、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。(9)損害賠償制度など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等」という点について賛同する。	いただいたご意見を踏まえ、本施策を適切に推進してまいります。
8	水害・土砂災害等編・地震編 第2章 災害予防計画 第9節 企業防災の促進に関する計画 第1 企業・事業所の役割 1 災害時に果たす役割	「企業・事業所(以下、「事業所等」という。)は、災害時に果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。」という点について賛同する。	いただいたご意見を踏まえ、本施策を適切に推進してまいります。
9	水害・土砂災害等編・地震編 第2章 災害予防計画 第9節 企業防災の促進に関する計画 第1 企業・事業所の役割 2 平時の対策	【事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)】「災害時等にあたっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るために経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。」という点について賛同する。	いただいたご意見を踏まえ、本施策を適切に推進してまいります。

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する県の考え方
10	水害・土砂災害等編・地震編 第2章 災害予防計画 第6節 防災教育計画 第2章 災害予防計画 第9節 企業防災の促進に関する計画	日本損害保険協会では防災・減災教育、啓発に関する様々なコンテンツを用意しているので、上記に関する対策として検討いただきたい。	いただいたご意見につきましては、今後、施策の検討の際に参考といたします。
11	水害・土砂災害等編・地震編 第2章 災害予防計画 第2節 避難生活計画	概要に記載されている「段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置」について、「ダンボール」に限定しないベット等の設置と記載してはどうか。	第2章 災害予防計画－第2節 避難生活計画－第4指定避難所の整備－1 指定避難所に指定されている施設等の整備では段ボールベッド等を含む簡易ベッドという記載をしています。
12	水害・土砂災害等編・地震編 第2章 災害予防計画 第6節 防災教育計画 第1 学校における防災教育 第2章 災害予防計画 第8節自主防災組織の育成等に関する計画	本計画は、奈良県全体の防災・減災の方向性を整理した重要な指針であるが、県民が防災の担い手として関わる視点が分かりにくい印象を受ける。 県民が自助・共助・公助を理解し、我がごと意識を持つことが重要であると考える。そのため、防災は社会教育・生涯学習として位置づけ、発達段階に応じて「自分ごと」として学べるよう学校教育における横断的な連携を明確にすべきである。 あわせて、県民参加型の防災学習や地域活動との連携を位置づけることで、計画が現場に根づき、継続的な防災力の向上につながることを期待する。	第2章 災害予防計画－第6節 防災教育計画－第1学校における防災教育において、発達段階に応じた各学校種の目標を定めております。あわせて、教科横断的な連携として、課外活動も含めた各教科等の学習を関連づけること、また、学校内外との連携として家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について記載しております。 県民参加型の防災学習や地域活動との連携につきましては、第2章 災害予防計画－第8節 自主防災組織等の育成等に関する計画に記載のとおり自主防災組織と連携して防災力の向上に努めています。